

平成 30 年度 札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度について (二次申請分)

札幌市では、誰もが安心して暮らせるまちづくりのため、障がい者や高齢者も乗り降りしやすく、大きな荷物の積み下ろしも容易なユニバーサルデザインタクシーの普及促進を目的に、補助事業を実施しています。

平成 30 年度の補助対象車両 (二次申請分)

平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで納車の車両

※ 平成 31 年 2 月 15 日までに補助申請を行った車両は対象外

平成 30 年度の札幌市補助の基本的な考え方(二次申請分)

札幌市への追加分補助申請状況等に応じて、補助対象車両を交付決定

※ 補助上限台数は、15 台であり、札幌市の予算の範囲内で交付します。よって、全ての申請車両に対して補助金が交付されるものではありません。

平成 30 年度補助事業概要 (二次申請分)

1 補助対象事業者

(1) 道路運送法第 3 条第 1 号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業限定事業を除く。）を経営する者

(2) 上記(1)とリース契約等を締結したリース事業者

※ ただし、市税を滞納していないこと、補助対象車両について札幌市の他の補助金の交付を受けていないことが要件となります。

2 対象車種

以下の要件を満たす車両

(1) ハイブリッド自動車であって、標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領(平成 24 年 3 月 28 日付国自旅第 192 号)に基づき国土交通大臣が認定したタクシー車両(中古のものを除く。)

(2) 自動車検査証の使用の本拠の位置が、札幌市内の住所である車両

3 補助限度額

1 台当たり 30 万円

平成 30 年度 札幌市ユニバーサルデザインタクシー導入補助制度について (二次申請分)

4 申請手続

(1) 申請期間

平成 31 年 3 月 8 日 (金) (当日消印有効) まで、郵送又は持参にてご提出ください。

(2) 必要書類

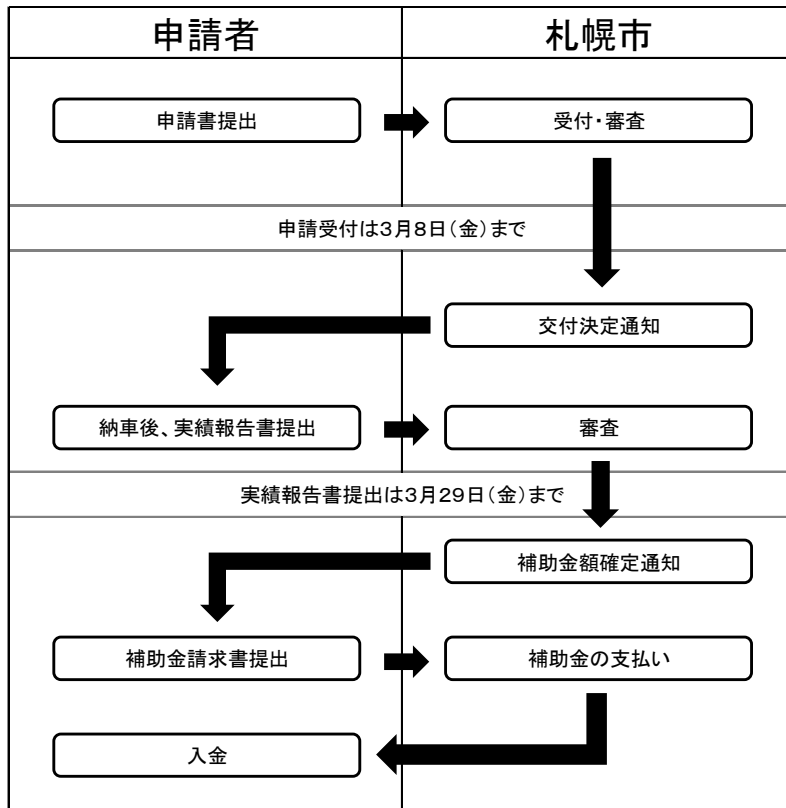
- ① 申請書 (様式 1) 1 枚
- ② 補助対象車両 (様式 1 別紙) 申請車両ごとに作成
- ③ 添付書類 申請車両により異なりますので、別表をご確認ください。

※ 添付資料の詳細等は、札幌市のホームページでご確認ください。また、様式は、ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.sapporo.jp/sogokotsu/index/ud-taxi.html>

※ 平成 30 年度分補助申請を平成 31 年 2 月 15 日までに行っている場合は、別表の「1 申請時」 1～3 に掲げる添付書類を省略することができます。

5 申請から補助金交付までの流れ



6 申請書提出先及びお問合せ先

札幌市まちづくり政策局総合交通計画部都市交通課 津島、佐藤 (格)
〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所本庁舎 5 階)
TEL : 011-211-2492 FAX : 011-218-5114
e-mail:sogokotsul@city.sapporo.jp